

夜勤専従援助員の募集について

当事業団では、夜勤を専門に行う嘱託職員（夜勤専従援助員）を募集しております。主な労働条件は下記のとおりですので、興味をお持ちの方は、勤務を希望する施設又は法人事務局総務人材育成課へお問い合わせください。

なお、希望する施設で夜勤専従援助員の募集がない場合もございますので、予めご承知おきください。

記

1 雇用形態及び職名

雇用形態：嘱託職員

職名：夜勤専従援助員

2 対象施設

(1) 特別養護老人ホーム

- ・松濤荘（遊佐町）
- ・寿泉荘（長井市）
- ・福寿荘（真室川町）
- ・大寿荘（大江町）

(2) 養護老人ホーム

- ・明鏡荘（朝日町）
- ・おいたま荘（長井市）

(3) 障害者支援施設

- ・梓園（米沢市）
- ・吹浦荘（遊佐町）
- ・かるむの里（鶴岡市）
鶴峰園、慈丘園
- ・希望が丘（川西町）
しおり、しらさぎ寮、ひめゆり寮、まつのみ寮

3 労働時間

1週につき16時間の範囲内とし、夜間勤務のみに従事します。

4 報酬日額

夜勤時間数	16時間	8時間
報酬日額	30,000円	18,000円

5 その他の主な労働条件

(1) 通勤距離に応じた通勤割増を支給します。

《通勤割増報酬の額》

・通勤距離：片道2 km以上で日額110円～1,770円

(2) 支給要件を満たす場合、当法人の嘱託職員就業規則に定める各種手当（業務現任手当、資格業務手当及び資格取得奨励手当）を支給します。

《諸手当の額》

○業務現任手当：月額7,500円

○資格業務手当（特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム）

介護福祉士の資格の有無及び在職年数に応じて

：月額5,000円～15,000円

○資格業務手当（障害者支援施設）

社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格の有無

及び在職年数に応じて

：月額4,000円～12,000円

○資格取得奨励手当

事業団在職時に社会福祉士等の資格を取得した場合に支給

：資格の種類に応じて20,000円～100,000円

(3) 昇給、賞与及び退職手当はありません。

(4) 社会保険、雇用保険は非該当となります。

(5) 休暇等は当法人の嘱託職員就業規則に基づき付与されます。

6 業務習得期間

夜勤専従援助員（嘱託職員）として雇用を開始する前に、業務を習得するための期間として、次のとおり業務習得期間を設けております。ただし、過去に当該施設において4週間以上勤務経験のある場合を除きます。

(1) 勤務場所：夜勤専従援助員として勤務する予定の施設

(2) 業務習得期間：4週間

(3) 身分：スタッフ職員

(4) 勤務時間：週40時間（原則日勤）

(5) 賃金：月額152,100円（事業団での経験年数が1年未満の場合）

ただし、期間が1か月に満たないため日割による減額あり